

医療費適正化計画の策定に向けた主なスケジュール

参考資料1

	医療費適正化計画		健康増進計画の見直し	
	糖尿病等に着目した健診・保健指導	平均在院日数の短縮、療養病床の再編成	国	都道府県
18年 7月	医療構造改革推進本部の改組、保険局に医療費適正化対策推進室の設置(国) ○都道府県、保険者の準備作業の大枠について提示(国)			
8月	○「保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会」を発足。次の事項について検討し、基本的に18年度中に結論を得る。(国) ・被扶養者に対する健診、保健指導の提供の仕組み(保険者間の委託の方法、費用の決済方法、健診結果データの送付方法等) ・保険者における体制整備 ・特定健診・特定保健指導の取組の評価方法など	○都道府県の準備作業の大枠について提示(国)	○(8/18~9/16)健康日本21中間評価報告書案(計画策定において参考となる目標値を記載)のパブコメ実施(国)	
9月	各都道府県において、医療費適正化対策のための体制整備(県)			
10月	○各都道府県において、保健師・管理栄養士等の研修、保険者間の調整を適宜実施。 *別途、特定健診・特定保健指導の内容(項目、方法等)については、健康局の検討会(標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会)で示された案を18年度中に試行実施 ○決済及びデータ送受信に関するワーキンググループ(4回) ○第2回保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会(決済及び送受信に関するワーキンググループにおける検討状況等)	○都道府県において療養病床を有する医療機関の状況・意向を把握	○健康増進栄養部会(健康日本21中間評価報告書案) ○健康日本21中間評価作業チーム(目標値の参酌標準案) ○健康増進計画の策定に向けた勉強会(先行準備事業の状況報告、目標値の参酌標準、国民運動の進め方等)	
11月	○決済及びデータ送受信に関するワーキンググループ		○第3回標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会	○都道府県健康・栄養調査等の実施
12月	○第3回保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会		○健康増進栄養部会(健康日本21中間評価報告書案) ○第4回標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会	○いくつかの都道府県での先行準備事業の実施 ○地域・職域連携推進協議会の設置
19年 1月		○中医協慢性期分科会(医療区分の分類等の検証・見直しのとりまとめ)	○(12月~3月中旬)健康増進計画の策定に向けた勉強会(健康増進計画改定ガイドライン確定版)	
2月		○都道府県において医療区分分布調査結果、中医協慢性期分科会のとりまとめ結果を踏まえた「補正」後の分布状況の公表		
3月	各保険者の特定健診・特定保健指導実施計画に関する基本指針案を提示(国) 各都道府県の医療費適正化計画に関する基本方針案(特定健診等の受診率、療養病床の病床数等の参酌標準を含む。)、全国医療費適正化計画(案)を提示(国)		○第5回標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会 ○(3月下旬)健康増進栄養部会(目標値の参酌標準、都道府県健康増進計画改定ガイドライン確定版) 健康増進法に基づく基本方針の改正案の提示 都道府県健康増進計画改定ガイドライン確定版を提示(国)	
4月	○各保険者における特定健診・特定保健指導実施計画の策定に関し、国及び都道府県が、適宜、助言や技術的援助			
夏以降		○(夏~秋頃)都道府県において、「地域ケア整備構想(仮称)」を策定 *療養病床の再編成については、この構想に定められた内容を、第1期医療費適正化計画(H20~24)、医療計画(H20~24)、第4期介護保険事業支援計画(H21~23)に反映させる。 各都道府県が基本方針案に即して都道府県医療費適正化計画(案)を作成(必要に応じて適宜、国と相談)	○新しい都道府県健康増進計画策定に際し、継続的な技術的助言等	○基本方針及びガイドラインに基づき、新しい都道府県健康増進計画の策定作業
20年 4月	医療費適正化基本方針(国)、全国医療費適正化計画(国)、都道府県医療費適正化計画(県)、 特定健康診査・特定保健指導基本指針(国)、 特定健診・特定保健指導実施計画(保険者)の施行		○健康増進法に基づく基本方針の施行	新しい都道府県健康増進計画の施行

医療計画の見直し		地域ケア整備構想(仮称) 介護保険事業支援計画	
国	都道府県	国	都道府県
18年 7月	(18年1月) ○モデル医療計画の公表 ○新しい医療計画作成のガイドライン ○全国での医療機能調査のための指標の提示(国)	○地域ケア整備に関する研究班の設置(国)、8つの都道府県市において地域ケア整備構想のモデルプランの作成事業開始 老健局に地域ケア・療養病床転換推進室の設置(国)	
8月	○全国での医療機能調査のデータ収集のための調査票、解説書作成及び県への送付(共通に入手可能な項目)	○(8/8~11)ブロック別意見交換会(国)	○(8~9月)療養病床アンケート調査票の作成、配布 ○(8~9月)各都道府県における体制整備 ・作業体制の確保 ・検討会の設置等
9月		○第1回介護施設等の在り方に関する委員会(介護施設等の現状等)	
10月		○都道府県が医療機能調査実施(国の提示以外に必要な都道府県独自のデータ収集は別途追加して医療機関に調査)	○(10/1)療養病床アンケート調査実施 ○(10月目途)各都道府県における検討事項 ・地域ケア整備構想の概要 ・作成に向けた作業スケジュール ・療養病床アンケート調査の内容、実施方法の報告
11月	○医療法に基づく基本方針(案)を提示		○調査票の回収・補正
12月		○地域ケア整備に関する研究班「中間とりまとめ」 (12月)調査票の集計・分析(国、都道府県)	○(12月目途)各都道府県における検討事項 ・地域ケア整備構想を検討する上での検討課題の整理 ・中長期的な高齢化の進展の動向等
19年 1月	○目標値設定のためのデータを提示	○事業ごとの医療連携体制の構築に向けて圏域ごとに医療関係者等による協議開始	
2月	○国の試行的な調査、調査結果の分析(指標の直接的な把握が困難で代替指標を用いる場合等)	○過剰な医療機能や不足している医療機能の把握	○(2月)各都道府県における検討事項 ・療養病床アンケート調査の集計結果 ・長期・短期の推計結果、課題と対応方針 ・地域ケア整備構想作成上
3月		○地域ケア整備に関する研究班「最終とりまとめ」、8つの都道府県市からモデルプラン提出 地域ケア整備指針を策定、第4期介護保険事業支援計画の参酌標準の基本的考え方、地域ケア整備構想のモデルプランを提示 伴果○ う介 ない護 問どて は施 踏、設 つま療 え養の てつ病 もつ床 り方 議、ア 論療ン を養ケ を開病 始床ト るの調 委員 転査員 換の会 に結	
4月	○改正医療法の施行 ○医療法に基づく基本方針の施行	○改正医療法施行に伴う新しい医療計画制度の施行(本格的な検討の開始)	○(4月~)各都道府県における検討事項 ・地域ケア整備構想原案 ・財政に及ぼす影響試算 ・年次別・圏域別の療養病床転換計画案等
夏以降	○(4月~)都道府県の医療計画策定に際し、継続的な技術的助言等	○(初秋目処)事業ごとの医療連携体制についての協議終了(圏域ごと) ○(初秋目処)医療計画に定める数値目標の設定及び達成方策の検討	○市町村、関係団体との調整 地域ケア整備構想の策定(19年夏~秋頃)
20年 4月		新しい都道府県医療計画の実施	(21年4月)第4期介護保険事業支援計画の施行